

読谷村地域振興センター

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて（2022.2.21）

※「新しい生活様式（三密の回避）」として村・県・国の方針の下、基本的な感染予防対策として独自のガイドラインを策定し、状況に応じて緩和等実施する。

貸出し施設について

1. ふれあいホール

◎当分の間、イベント等への貸出しを**原則中止**とする。

◎対面を避ける。テーブル・イスの**移動禁止**。

◎利用時間は、概ね**1時間以内**とする。

2. 貸し会議室

◎人数制限を設ける。（**基本**テーブルに1人）会議室収容人員の1/2以下が目安。

ソーシャルディスタンスの運用上、密接・密集を避ける

小会議室1・2 **各12～16名**まで。

大会議室A・B **各22～24名**まで（半分に仕切った場合）。

大会議室 **56名**まで。

◎使用中はドアを開ける（密室を避ける）。

◎主催者自ら出席者の**検温・マスク着用・手指消毒剤の持参義務等**。渡航歴の確認。
（発熱（37.5）や風邪等の症状がある方の入室制限）

◎主催者には**参加者名簿の提出義務**（万が一感染者が発生した場合に追跡出来るよう）
但し、受け取った名簿は、保存1ヶ月。その後廃棄。

◎**大声での発声、歌唱や応援の禁止**。